

建設業界の働き方改革

Work-Style Reform in the Construction Industry

特集担当主査：永禮 大

特集企画担当：福田 憲武、桑嶋 健、鈴置 真央

慢性的な人手不足が続く建設業界。今後は生産年齢人口の減少、技術者の退職などでさらに厳しい状況となることが予想されている。また4月に施行される働き方改革関連法では、これまで建設業には適用が除外されてきた36協定の特別条項が撤廃され、適用が5年間猶予されるものの、建設業における時間外労働も他産業同様に規制対象となる。すなわち建設業は今後雇用が減少し、労働時間にも法的制限が加えられることとなる。

一方、今後のわが国の建設投資は東京五輪の後も急激には減少しないと予測されている。特に老朽化したインフラの更新や維持管理といった建設需要は2020年～2025年にかけて年率2・3%ずつ増加すると試算されている。したがって、このまま労働力の供給が減少していくと、必要なインフラの整備を維持できなくなる恐れがある。

このような状況から建設業界はまさに働き方について見直しを迫られており、従来にないさまざまな課題を解決しなければならない。

そのためには、まず建設業界の担い手を確保する手だてが必要で、限られ

た労働力が他産業へ流れていかなないようにする取り組みが求められる。つまり、ほかの製造業と比べ労働時間が長く厳しいといわれている労働環境が、「ぜひ建設業界で働きたい」と思われるような魅力あるものに改善されることが不可欠である。

次に生産性の向上が挙げられる。労働力の供給量が減少しその回復が見込めないなか、旺盛な建設需要に対応するには、これまでのように労働時間や労働力の調整に頼るのではなく、労働生産性を高める方策を講じなければならない。

本特集では以上の観点から、働き方改革を求められている建設業界に対して、それを実行するための手掛かりとなるような話題を提供する。

はじめに働き方改革関連法を受けた国の建設業界への働きかけや取り組みについて、国土交通省の五道仁実技術審議官より概説していただく。

インタビューでは、1000社以上の企業に働き方のコンサルティングをしてきた(株)ワーク・ライフパランスの小室淑恵社長に、建設業界の働き方の問題点や進むべき働き方の方角性などについて話を伺う。



働き方改革の実現

生産性の向上

- i-Constructionの推進
- 新しい技術の導入

担い手の確保

- 労働環境・条件の向上
- 女性の活躍

発注方式の工夫

- 施工時期の平準化
- 休日拡大への動機づけ

背景

建設業界を取り巻く社会状況

- 少子高齢化社会の進展
- 深刻な人手不足
- 働き方改革関連法の施行



働く意識・生活環境の多様化

- 休日や余暇に対する意識の変化
- 出産・育児への対応
- 介護世代の増加



図1 建設業界の働き方改革

続いて座談会形式で実務を担っている各分野の技術者に、働く現場の視点から、働き方改革に対する本音やその課題、ワーク・ライフバランスに与える効果などを語っていただく。

次に事例として「生産性向上」、「労働環境の改善」、「発注者側の取り組み」、「地方企業」の観点から紹介する。

生産性向上の観点からは2例を取り上げる。1例目に建設現場の生産性を大きく向上させる技術として「自立型鉄筋結束ロボット」を紹介する。鉄筋の結束を人手に頼らずロボット化する画期的な新技術で、全国的な鉄筋工不足の解決につながる事が期待される。2例目に建設現場において従来技術職員が担当してきた業務を、事務職のスタッフも行えるよう教育・研修する取り組みを紹介する。事務職員も現場支援に参加することで現場技術職員の負担が減るとともに、建設現場としての生産性を向上させることができる。

労働環境改善の観点からも2例を紹介する。1例目では、女性の社会進出の転機となった法制度の歴史を解説し、建設現場の設備や企業側の制度など

に焦点を当て、女性が活躍しやすい職場環境へ改善する取り組みについて紹介する。2例目は建設コンサルタントにおける取り組みで、共同保育所設立などの独自の試みのほか、受発注者協働による長時間労働の是正へ向けた対策や多様な働き方の導入について紹介する。

工事や業務を発注する側の観点からは、国土交通省が進める施工時期平準化へ向けた取り組みを紹介する。これまで、発注する工事は下半期に集中する傾向にあったが、この取り組みにより、適切な工期の設定が可能となり、受注者側の業務状況を改善することが期待される。

最後に地方企業の取り組みとして、宮城県石巻市に所在する建設会社事例を取り上げる。東日本大震災以降の人口流出により人材不足に悩むこの企業では、積極的にICT建機を導入し生産性を向上させ、建設現場における働き方改革を実現している。

建設業界の業務形態はさまざまであり、本特集で取り上げた内容が、すべての分野や職種に適用するわけではないが、働き方改革に直面する建設業界への参考となれば幸いである。